

傍聴人用



令和8年3月26日

令和8年第3回
稲沢市教育委員会定例会提出議案

稲沢市教育委員会事務局

第3回教育委員会定例会付議事項

【条例・規則】

番 号	案 件	担当課	頁
議案第27号	稲沢市教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則について	庶務課	2

【一 般】

番 号	案 件	担当課	頁
議案第28号	令和8年度社会教育目標について	生涯学習課	9

議案第27号

稲沢市教育委員会聴聞手続規則の一部を改正
する規則について

別紙のとおり稲沢市教育委員会事務局処務規則の一部を
改正するものとする。

令和8年3月26日提出

稲沢市教育委員会

教育長 渡辺 孝雄

説 明

この案を提出するのは、稲沢市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、教育委員会に諮る必要があるため。

稲沢市教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則

稲沢市教育委員会聴聞手続規則（平成10年稲沢市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別記様式」を「様式第1」に改め、同条に次の2項を加える。

2 法第15条第4項又は条例第15条第4項の規定により公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く場合又は行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く場合においては、次項に規定する聴聞公示通知書に掲げる事項を表示して行うものとする。

3 法第15条第4項又は条例第15条第4項の規定により掲示場に掲示する場合においては、聴聞公示通知書（様式第2）を掲示して行うものとする。

別記様式を様式第1とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第2(第3条関係)

聴 聞 公 示 通 知 書

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、の
規定により、下記のとおり公示する。

なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付する。

年 月 日

稲沢市教育委員会



記

聴 聞 の 件 名	
不利益処分の名宛人 となるべき者の氏名	
不利益処分の名宛人 となるべき者の住所	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
聴聞に関する事務を 所掌する組織の名称 及び所在地	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

付 則

この規則は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

現 行	改 正 後
<p>(聴聞の通知)</p> <p>第3条 法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による通知は、聴聞通知書（別記様式）によって行うものとする。</p> <p>別記様式（第3条関係） 略</p>	<p>(聴聞の通知)</p> <p>第3条 法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による通知は、聴聞通知書（様式第1）によって行うものとする。</p> <p>2 法第15条第4項又は条例第15条第4項の規定により公示事項を不特定多数の者が閲覧することができている状態に置く場合又は行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く場合においては、次項に規定する聴聞公示通知書に掲げる事項を表示して行うものとする。</p> <p>3 法第15条第4項又は条例第15条第4項の規定により掲示場に掲示する場合においては、聴聞公示通知書（様式第2）を掲示して行うものとする。</p> <p>様式第1（第3条関係） 略</p>

現 行	改 正 後												
	<p><u>様式第2（第3条関係）</u></p> <p>様式第2(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">聴 聞 公 示 通 知 書</p> <p style="text-align: center;"> 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が不明しないので、 規定により、下記のとおり公示する。 なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつても交付する。 </p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">稲沢市教育委員会 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">聴 聞 の 件 名</th> <th style="width: 70%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不利益処分の名宛人となるべき者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不利益処分の名宛人となるべき者の住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>聴 聞 の 期 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>聴 聞 の 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p>	聴 聞 の 件 名		不利益処分の名宛人となるべき者の氏名		不利益処分の名宛人となるべき者の住所		聴 聞 の 期 日		聴 聞 の 場 所		聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	
聴 聞 の 件 名													
不利益処分の名宛人となるべき者の氏名													
不利益処分の名宛人となるべき者の住所													
聴 聞 の 期 日													
聴 聞 の 場 所													
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地													

現 行	改 正 後
	付 則 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

議案第28号

令和8年度社会教育目標について

別紙のとおり令和8年度社会教育目標を定めるものとする。

令和8年3月26日提出

稲沢市教育委員会

教育長 渡辺 孝雄

説明

この案を提出するのは、稲沢市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第1号の規定により、教育委員会に諮る必要があるため。

令和8年度 社会教育目標（案）

I. 生涯学習課

市民自らが生涯を通じて学び、考え、身につけた知識や技能、人とのつながりを活用して課題の解決へ向けて実践する力を育むとともに、人工知能やロボット技術の活用など社会環境の変化に対応していくことが求められています。

生涯学習課では、「誰もが学び、つながり、つくりだす稲沢」を基本方針として、学習機会の創設及び充実、伝統文化の継承や市民文化活動の振興、市内に所在する貴重な文化財の保護保全、未来を担う青少年の健全育成を始め、地域学校協働活動などでの地域や学校、関係機関との連携を図ります。さらに、施設等環境整備に努めます。

方 策

1. 生涯学習の推進

成人教育や家庭教育などの各種講座の企画や情報提供、社会教育施設等との連携を図り、市民の学習活動を支援し、生涯にわたって学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現に向け、施策を進めます。また、令和5年度に見直しを図った「2019 稲沢市生涯学習推進計画」に基づき、既存の学びの充実や新たな学び方を検討していきます。

2. 文化芸術の振興

稲沢市文化振興指針に基づき、「つなぐ・つながる・つくりだす」をキーワードに、名古屋文理大学文化フォーラム（稲沢市民会館）を拠点として、稲沢市文化振興財団をはじめ、稲沢市文化団体連合会（文化協会・美術協会・音楽協会）などの市民団体等との連携や「文化振興奨励補助金」による活動支援、市民の文化活動の発表の場である「文化グループ発表会」などの事業を通して、文化芸術活動の継承、振興・普及に努めます。また、中学校文化部活動地域展開の本実施には、関係機関と協力して進めます。

3. 文化財保護

市内に所在する史跡や有形などの多くの文化財を保護・保存しながら、その活用を図り、市民の文化財愛護意識の高揚を図るための啓発活動や、伝統芸能の保存・継承等に関する事業を推進します。

また、文化財への関心を高めるため、稲沢の文化財展、文化財公開デーや文化財講座・講演会により啓発を図るとともに、稲沢文化財愛護少年団の育成に努めます。

4. 青少年健全育成の推進

青少年の心身の健全な育成を図るため、地域ぐるみで青少年健全育成市民大会を開催するとともに、少年愛護センター指導員による街頭指導活動に取り組むほか、青少年問題協議会を開催して、関係機関と協議を行い、関係各課との連携を強化し、施策の検討・推進を図っていきます。また、地域の力を活用し、子どもの学びや成長を支える地域学校協働活動事業を進め、学校支援の充実と地域活動への参加促進を目指します。

Ⅱ. スポーツ課

スポーツを通じて、地域コミュニティの形成を図るとともに、健康で明るく活気に満ちた豊かな市民生活を送るため、市民の誰もが手軽に楽しめる生涯スポーツの普及に努めるとともに、スポーツ協会、スポーツレクリエーション協会等スポーツ団体の活動を支援します。

また、スポーツ振興基金により広く市民のスポーツの振興を図るとともに、多くの市民が余暇時間を利用し健康増進や生き甲斐づくりのためのスポーツ活動に取り組めるような環境づくりを目指します。

方 策

1. スポーツ振興事業

(1) スポーツ推進委員活動の推進

スポーツ活動の普及・振興を図るため、市民が気軽にスポーツレクリエーション活動に親しむことができるよう、スポーツ活動への参加機会の拡大など、スポーツ推進委員活動の推進に努めます。

(2) スポーツ教室の開催

幅広い年齢を対象としたスポーツ教室を開催し、スポーツの楽しさを体験してもらうとともに健康の保持増進を図ります。

(3) スポーツ団体の育成、充実

スポーツ協会、スポーツレクリエーション協会等スポーツ団体の育成、充実に努めることにより、市民がより多くのスポーツ活動に参加し、健康で明るい市民生活に寄与するとともに競技力の向上を図ります。

(4) 生涯スポーツ推進事業

それぞれのライフステージでスポーツを楽しみ、継続することができる環境づくりを推進し、体力の向上、健康の増進を図ります。

(5) スポーツ普及振興

スポーツを通じて地域コミュニティの形成を図り、生涯スポーツ社会の実現を目指します。

(6) スポーツ振興基金の運営

市内に在住する優秀なジュニア選手への奨励金の交付及び、ジュニア選手育成事業やスポーツ交流事業を実施する団体への助成を行います。

(7) トップアスリートとの交流事業

トップアスリートとの交流を拡充し、市民が競技スポーツに触れる機会を提供することにより選手や団体を支援します。

(8) アジア競技大会事業

愛知・名古屋 2026 アジア競技大会のハンドボール競技が豊田合成記念体育館「エントリオ」で実施予定のため、大会組織委員会との協議・調整を円滑に進めるとともに、競技大会を活かした地域のスポーツ振興を目指します。

(9) 部活動地域展開の推進

中学校の休日部活動を地域展開するため、関係機関等と連携・協働しながら環境整備を進めていきます。

2. 体育施設維持管理及び整備事業

(1) 公共体育施設を整備し、適切な管理運営を図り、利用拡大に努めます。

(2) 学校開放体育施設の整備及び有効利用を図ります。

Ⅲ. 図書館

図書館は、図書その他の資料を収集・整理・保存し、市民に提供する施設です。生涯学習及び情報発信の拠点として図書館を位置付け、各館が連携して図書館資料及び図書館サービスの充実に努め、利用促進を図るとともに、地域に開かれ市民に親しまれる図書館づくりを目指します。

方 策

1. 図書館資料の充実

一般書、児童書、コミック及び参考図書などの図書資料並びに視聴覚資料の充実に努めます。また、稲沢市の特性を活かした歴史・文化財関係資料及び植木・造園など緑に関する資料の収集・整理・保存を進めます。

2. 図書館サービスの充実

利用者の利便性を図り、求めに応じた資料の提供を行うほか、図書館サービスとして、以下の事業を推進します。

- (1) 乳幼児に対するサービス
(ブックスタート、絵本の読み聞かせなど)
- (2) 児童、青少年、成人に対するサービス
(施設見学、職場体験学習の受入れ、テーマコーナーの充実など)
- (3) 高齢者、障害者に対するサービス
(声の図書作成・郵送サービスなど)
- (4) 小中学校等への支援、市内大学等との連携
(小中学校への配本サービス、大学図書館との相互貸借、連携事業など)
- (5) 図書館主催講座の開催
(教養講座、講演会、映画会など)
- (6) 常設展示コーナーの設置
(国分寺跡出土品など)

3. ボランティア団体との協働及び育成

市民に親しまれる図書館づくりに欠かせないボランティア団体を支援し、協働して様々な図書館活動を展開します。

また、各種ボランティア養成講座を開催し、図書館ボランティアの育成を図ります。

4. 子ども読書活動の推進

「第4次稲沢市子ども読書活動推進計画」における施策に取り組み、目標値の達成状況などの進行管理を行い、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるよう環境の整備を図ります。

5. 電子図書館の充実

電子書籍の充実及び利用促進に努めます。

IV. 美術館

美術館では、稲沢市出身でパリを中心に活躍した洋画家、荻須高德を顕彰し、常設展示室において、荻須の青年期から晩年までの作品を展示し、その画業を紹介しています。また、一般展示室や会議室を、各種美術団体、グループによる展示・発表や創造の場として貸出し、市民の文化・芸術の発展、向上に寄与しています。

主催事業としては、特別展や企画展を開催し、荻須や荻須に関わる作家、荻須の作品理解を深める作家等の紹介を行い、市民に作品鑑賞の機会を提供しています。

美術館の設置趣旨である収集・保存、展示、教育・普及、調査・研究を推進し、個人記念美術館の特徴を生かした展覧会等を開催することで、市民の文化・芸術の振興に努めます。

方 策

1. 収集・保存事業

美術館への荻須作品の寄贈、寄託を促進し、所蔵品の充実に努めるとともに、荻須に関する作品や資料の調査研究に取り組みます。

また、所蔵作品の保護に努め、作品に必要な修復を行います。

2. 展示・公開事業

(1) 特別展

【没後 40 年特別展「小野竹喬と荻須高德 ー日本画家と洋画家 風景へのまなざしー」】

日本画家の小野竹喬(1889-1979)と当館の顕彰洋画家である荻須高德の二人展。小野と荻須はともに生涯にわたり風景を題材に選んだ画家であり、文化勲章を受章するなど功績を残し、ともに渡欧をきっかけに画風を確立した。本展では近代日本画家、近代洋画家を代表する 2 人の風景画家の視点から西洋近代美術受容の実態を浮き彫りにする。岡山県笠岡市立竹喬美術館の日本画・素描約 90 点、及び荻須の油彩画、水彩画約 40 点。

(2) 企画展

「第 63 回稲沢市民展」、「第 47 回絵になる町児童生徒絵画展」を開催します。

3. 教育・普及事業

子どもを対象とした美術講座を開催し、創造の機会を提供します。

稲沢市美術館大学パートナーシップ事業を行い、大学との連携を深めながら、学生の来館を促すとともに、成人向けの講座を開催します。

アートスタート講座を行い、育児世代の来館を促進します。

常設展音声ガイドを提供し、ギャラリートークを行うことにより、荻須作品の魅力を伝えます。

また、市民の文化・芸術の振興のため、創造の場として一般展示室、会議室を貸出します。